

## 第3章 河川整備の目標に関する事項

### 第1節 対象河川と対象区間

本河川整備計画は、本圏域内の千葉県が管理する一級河川の全区間を対象とします。

### 第2節 計画対象期間

本河川整備計画の対象期間は概ね 20 年とします。ただし、本河川整備計画は現時点の流域の社会状況、自然状況、河道状況にもとづいて策定したものであり、整備計画の策定後もこれらの状況の変化や新たな知見・技術の進捗などの変化により、適宜見直しを行うものとします。

### 第3節 洪水による災害の防止または軽減に関する事項

洪水による災害の発生の防止または軽減に関する目標は、水害により生じる直接的な資産被害が高い市街地について重点的に浸水被害の軽減を図るものとします。

本圏域の流域は都市化が進み、流域内の雨水排水路整備が進んでいます。洪水に対する整備を行う上での改修規模は、これら雨水排水路からの流入量を安全に流すことができる規模として、将来計画としては 50 年に一度発生する規模の洪水を安全に流下させることを目標にしますが、当面、河川整備計画では概ね 10 年に 1 度発生するとされる 1 時間に 50mm の降雨を最低限の規模とします。

高潮に対しては、万一越水・破堤が発生すれば堤防によって守られていた地域は全域浸水し、甚大な被害を引き起こすことが想定されることから、既往の高潮から想定した最も危険な高潮として昭和 34 年の伊勢湾台風と同規模の台風が本圏域に最大の被害をもたらすコースを通過する際に発生する高潮の潮位に対応した高潮堤防や防潮水門の整備を行うものとします。

江戸川の水位上昇時や高潮の際に発生する内水に対しては、概ね 10 年に 1 度発生するとされる降雨を最低限の規模とします。

なお、本圏域は都市化の進展に伴い流域の保水・遊水区域が著しく減少し、都市型水害が発生する恐れの高い地域であることから、まちづくり、地域づくりとの連携を図り、保水・遊水機能の保全と回復に配慮した流域での対応を含む、総合的・効果的な流域対応治水対策を講じて目標の達成に努めるものとします。

## 第4節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

現在のところ本圏域の河川においては、農業や動植物の生息・生育環境に影響を及ぼすような塩害・濁水は特に発生していません。このため、当面は現在の河川流況を保持するように努めるものとしますが、今後、予想される河川水の減少に対しては、水循環の視点のもと、流域の雨水浸透機能の保全・回復、地下水および湧水の保全、さらには下水処理水の河川上流部への還元など、幅広く関係機関と連携を図りながら取り組むものとします。

また、利水、動植物の生息・生育、景観、流水の清潔の保持など、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の設定を行うための調査を今後継続的に実施していくこととします。

河川の適正な利用の面では「千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」に基づいて、水域利用の適正化を推進すると共に、係留保管施設の確保策についても検討していきます。

## 第5節 河川環境の整備と保全に関する事項

水質の環境基準は、人の健康などを維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい行政上の目標として決められたものです。よって、本整備計画もこれまでの目標を踏襲し、河川が本来有している浄化機能の回復を図りながら、目標水質の確保に努めるものとします。また、環境基準が設定されていない河川でも周辺河川の環境基準を踏まえた水質を確保できるように努めるものとします。

坂川については、東京都や千葉県の浄水場の取水に対する影響を考慮し、また、地下水位の維持を図ることによって河川の自流を確保し、人や生物にとってよりよい河川環境を目指すことから、水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）での目標であるBOD 5 mg/ℓを目標とします。

道路排水などの非特定汚染に関しては、本圏域の現状把握に努め、必要に応じて関係機関と連携を図り、対応策を検討していくものとします。

本圏域の河川は、市街化の進んだ圏域にあって都市に残された貴重なオープンスペースとして自然環境の回復や親水機能の充実が求められています。このため、河道改修にあたっては可能な限り、その河川の自然の営力を活かしながら在来の多様な自然環境の再生を図るとともに、関係機関との連携に努め、流域全体の生態系を対象とした広域的な水と緑のネットワークを目指していきます。また、河川沿いの緑地増加を図ることで、親水環境の向上と水の道、風の道を確保し、ヒートアイランド対策への貢献を図ります。さらに、人々が川をより身近に感じ、ミズガキ(水辺で遊ぶ子供の意)の歓声がこだまするような水辺空間の拠点整備を図ります。

また、これまでに各河川で行われてきたコイの放流などの是非については、生物の多様性とい

う観点から市民の方々と共に考えていきます。

外来種の対策は、河川管理者自身が理解を深めるとともに、市民や河川利用者の理解と協力を得ることが必要です。侵入した外来種の防除に努めるとともに、外来種の侵入を未然に防ぐための市民や河川利用者に対しての広報・啓発活動の充実を図ります。